

災害時における協定の締結について

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告をする。

１ 災害時における協定締結について

（１）東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定

ア 協定締結先

東京都及び区市町村

イ 主な協定内容

- ①災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- ②居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- ③食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- ④前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

ウ 協定締結日

令和３年１２月２７日

エ 協定書

別紙のとおり

東京都及び区市町村相互間の 災害時等協力協定書

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあつせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年 12 月 27 日

東京都
代表者 東京都知事

小池百合子

都内23特別区(別表のとおり)
代表者 江東区長(特別区長会会長)

山崎孝明

都内26市(別表のとおり)
代表者 町田市長(東京都市長会会長)

石阪丈一

都内13町村(別表のとおり)
代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)

杉浦裕之

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村